イブズについては、関心の外に置かれてきた 傾向がある。

また、最近の学校統廃合の進行により、学校アーカイブズは散逸・滅失の危機的状況にある。そこで、この学校アーカイブズに焦点をあて、現状の把握や保存・活用に向けての課題などについて検討してみたい。

この調査が、学校における現用文書・記録 管理の実態把握、さらには、学校アーカイブ ズの評価・選別基準の作成、恒常的な公開シ ステム構築の参考となれば幸いである。

## (2)調査方法

学校アーカイブズを対象に、例規の整備状況、引継ぎ(移管)や収集の実態、保存の実態や保存する理由、保存への関わり方、公開の実態、学校統廃合への対応、地域内(自治体内)の学校アーカイブズへの関わり、などについてのアンケート調査を行う。事前に、次の①~③の事例を紹介しておく。

①保存年限が設定されている現用文書、例 えば、指導要録20年、学校日誌5年などは「法 定文書」としての設定である。保存年限満 了後、廃棄ができる。自治体立小学校で残さ れていた戦中・戦後の学校日誌には、警戒警 報・空襲警報、食糧事情、GHQの来校など が記されている。学校日誌は学校史編纂に利 活用された。例えば、遠足の学年別の行先は 表にして示されている。学校日誌以外では交 通安全指導の文書中には、通学路の写真があ る。電化前のディーゼル機関車が牽引する木 製列車が背景に写っているなど、写真は学校 のみならず地域の変遷がわかる。学校アーカ イブズは、まさしく地域アーカイブズである。 給食の献立表、運動会のプログラム等々、そ の時々の貴重なアーカイブズがあるのが学校 アーカイブズである。

編纂後これら学校アーカイブズの校内での 保存・利活用がどのようになっているのか は、確認できていない。この小学校のある自 治体は公文書館等アーカイブズ機関未設置で

## 2 学校アーカイブズに関する調査

## (1)調査の趣旨

学校アーカイブズとは、学校の記録資料 (現用のものを除く。)のことである。学校は 地域の中にあって地域社会と共にある教育機 関・組織であり、そこで生み出される学校アー カイブズという「機関(組織)アーカイブズ」 は公文書である。

役所・役場等の行政機関アーカイブズについては、「評価・選別」「移管」「保存」「利活用」などの「公文書のライフサイクル」が調査・研究の対象にされてきたが、学校アーカ

ある。また、アーカイブズ機関は未設置であるが、その他の機関が収集を行っている事例もある。

②アーカイブズ機関が設置されており、行政機関アーカイブズの引継ぎ(移管)は行っているが、学校アーカイブズは収集によるもので、引継ぎ(移管)によるものではない。引継ぎ(移管)によるものがない理由は、次の二つの場合が考えられる。第一に引継ぎ(移管)の際、評価・選別の結果、アーカイブズにならなく、ほとんどが廃棄の対象になる場合である。例えば、高等学校の場合、多くが入試・服務・人事などの有期限(10年・5年の保存年限)の文書で占められている実態がある。第二に、公文書のライフサイクルでの引継ぎ(移管)そのものが行われていなく、専ら収集による場合である。

学校統廃合にあたって、アーカイブズ機関職員が、学校に行き「収集」している。現地での評価・選別は行わず一括して収集した。一方で、現地で必要なものを評価・選別しているアーカイブズ機関もある。近々廃校、または既に廃校となっており、引継ぎ(移管)が行われることがないので、「機関(組織)アーカイブズ」ではなく「収集アーカイブズ」として考えている。

③引継ぎ(移管)の際、保存年限の設定された保存年限満了の「起案・決裁文書」の中から評価・選別をしているが、学校アーカイブズには「起案・決裁文書」以外に多種多様な「生活・活動の記録」が存在する。

現用文書・記録管理の実態を見ると、学校は「教職員」で構成されている。教育職の教員と行政職の事務職員であり、文書の作成者が二分化されている実態がある。教員作成の文書・記録の中には、児童・生徒等に関する保存期間設定のない「生活・活動の記録」も多く含まれている。「起案・決裁文書」は保存年限の区分があるが、管理職や校務分掌の長を除く教員が、日々の業務の中で「起案・



フロアーから

決裁文書」を作成する機会は極めて少ない。

ある県の事例を述べる。行政文書管理規程には、保存年限設定が30年、10年、5年、1年と区分されており、保存年限1年のものは「移管」対象にはならず、すべて廃棄。30年・10年・5年保存文書は、県立アーカイブズ機関での評価・選別対象となる。

一方で、ある基礎自治体のアーカイブズ機関では、1年保存文書も評価・選別の対象にしており、また、保存年限設定のない「生活・活動の記録」に保存年限を設定した上で、「きめ細やかな」評価・選別を行い保存している例もある。

ある学校の事例として、「起案・決裁文書」 がなくても原案をもとに校長以下で構成され る企画会議や職員会議で校長の意思決定がな される。この場合「議事録」が意思決定過程 を表す重要な文書・記録となる。

学校アーカイブズのアーカイブズ機関での公開に当たっては、学校との協議が必要な場合もある。行政機関の当該文書に原課との協議が必要な場合と同じであると考える。また、「時の経過」を勘案する、公開審査の基準を規定するなどの必要がある。

## (3)調査対象機関

全国の地方自治体の公文書館(国立公文書 館のホームページに掲載されている機関)+ 全史料協機関会員のうちの地方自治体関係機関+公文書館機能整備自治体(「公文書館機能ガイドブック」掲載)。1. の地域の組織・団体アーカイブズと同じ。

(報告:香川県立文書館 嶋田典人)